

日米修好通商条約

・ 日米修好通商条約 ・

日米修好通商条約とは、1858年7月29日に日本とアメリカの間でむすばれた通商条約である。幕末の混乱期から明治初頭にかけて、日本が列強とむすぶことを余儀なくされた不平等条約のひとつ。幕府は、同様の条約をイギリス、フランス、ロシア、オランダとも結んだ。

・ 締結までの経緯 ・

日米和親条約により、日本初の総領事として赴任したタウンゼント・ハリスは、当初から通商条約の締結を計画していたが、日本側は消極的態度に終始した。しかしハリスの強硬な主張により、交渉担当者の中で通商条約やむを得ずという雰囲気醸成されると、老中の堀田正睦は孝明天皇の勅許を得て世論を納得させた上での通商条約締結を企図する。

堀田らは自ら京都へ向かい、条約勅許に尽力したが、武家伝奏への取次ぎの際、中山忠能、岩倉具視ら中・下級公家88人が抗議の座り込みを行うなど攘夷派の少壮公家が抵抗した。また孝明天皇自身、和親条約による薪水給与までならあくまで港内での上陸であるため「神国日本を汚すことにはならない」との考えだったが、対等な立場での異国との通商条約となると、この秩序に変化をもたらすものであり「祖先に申し訳ない」と頑固な態度で拒否した。勅許獲得は失敗に終わり、それが原因で堀田は辞職に追い込まれる。

ハリスはここに至って交渉を急ぎ、アロー号事件をきっかけに清と戦争中(1856～1860年)のイギリスやフランスが日本に侵略する可能性を指摘し、それを防ぐにはあらかじめ日本と友好的なアメリカとアヘンの輸入を禁止する条項を含む通商条約をむすぶほかないと説得した。新たに大老に就任した井伊直弼は、これを脅威に感じ、孝明天皇の勅許がないまま独断で条約締結に踏み切った。(→安政の仮条約とも呼ばれる)

調印は神奈川県沖・小柴(八景島周辺)のポーハタン号上で行われた。日本側代表は、下田奉行の井上清直・目付の岩瀬忠震、アメリカの全権はハリスだった。

その後、日米修好通商条約の批准書を交換するため、正使新見正興、副使村垣範正、監察小栗忠順を代表とする万延元年遣米使節がポーハタン号で米国に派遣され、その護衛の名目で木村喜毅を副使として咸臨丸も派遣された。咸臨丸には勝海舟が艦長格として乗船し、また木村の従者として福沢諭吉も渡米した。使節団の米国訪問中、桜田門外の変が発生して、井伊直弼は暗殺された。

・ 条約の内容 ・

i 条約港の設定。

神奈川(1859年7月4日) 長崎(1859年7月4日)

函館(もとから。1854年3月31日) 新潟(1860年1月1日)

兵庫(1863年1月1日)の開港(下田の閉鎖。1860年1月4日)

ii 領事裁判権をアメリカに認める(不平等)。

iii 江戸(1862年1月1日)・大阪(1863年1月1日)の開市。

iv 自由貿易。

v 関税はあらかじめ両国で協議する(協定税率。関税自主権がない状態)(不平等)。

vi 内外貨幣の同種同量による通用。

vii アメリカへの片務的最恵国待遇(不平等)。

ただし、実際に開港したのは神奈川ではなく横浜(7月1日開港)、兵庫ではなく神戸であった。このことは条約を結んだ各国から批判もされたが明治新政府になると横浜を神奈川県、神戸を兵庫県として廃藩置県することで半ば強引に正当化した。

最恵国待遇については当初アメリカ側からは双務的な最恵国待遇を提案されたものの、鎖国政策をできるだけ維持し、一般の日本人に対しては自由な海外渡航を認める考えがなかった幕府側から断つたとする説もある。

貨幣の交換比率は銀貨を基準に定められた。当時の日本の金銀比価は、金1に対し銀4.65であり諸外国の相場(金1銀15.3)に比べて銀が強く物価は金基準では諸外国と同様、銀基準では格段に安かった。そのために幕府は金貨基準の貨幣の交換を主張するが、ハリスは銀貨基準の交換を主張して押し切り、金の流出・インフレーションによる経済の混乱を引き起こすこととなった。これにより、尊王攘夷運動が激化した。